

ごみダイエツト通信

■環境課 (☎22-3111)

第4話 ~ごみの減量化・資源化へ②~

◆多く出されているのは、どんなごみ？

7月号では、燃えるごみとして捨てられたものの中に、資源として使えるものが多く含まれていることをお伝えしました。燃えるごみのうち、約30%を占めるのが、台所が出る生ごみです。



◆減量化・資源化へ私たちにできること

では、こうした台所ごみを減らすために、例えばどんなことができるでしょうか。

①生ごみの水分を切る。

⇒ごみの量が減り、燃えやすくなります。

②テーブル等の汚れはふきんでふき取る。

⇒ティッシュも植物からできている貴重な資源。洗うことで何度でも使えるふきんを活用しましょう。

③必要な量だけ買って、無駄なく使い切る。

⇒消費期限切れになった食品もたくさん捨てられています。おいしく食べ切れる量を考えて買いましょう。

④分別用のごみ箱を置く。

⇒生鮮食品やお菓子の包装の多くは、容器包装プラスチックや紙類などの資源に分別することで再資源化ができます。

この他にも、身の周りでできることがたくさんあります。みんなで考えて、アイデアを共有し、できることから取り組んでいきましょう。

◆ごみの減量アイデア大募集！

西脇市では、ごみを減らし、資源として活用するためのアイデアを8月31日(木)まで募集しています。優秀なアイデア13点を表彰し、「へその街にしわき共通商品券」を進呈します。応募方法など詳しくは、市ホームページをご覧ください。皆さんの素敵なアイデアをお待ちしています。



第40回にしわき市・黒田庄夏まつり

■とき

8月16日(水)
午後7時～9時20分
※雨天時は17日に延期

■ところ

黒田庄グラウンド

■内容

- ・福引 (先着1,800名に午後7時から福引抽選券を配布)
特産品の黒田庄和牛ほか豪華景品が当たります。
- ・花火 (午後9時～/約400発)
- ・盆踊り など

■駐車場 黒田庄中学校、楠丘小学校

(会場周辺の駐車場は限られていますので、上記の臨時駐車場を設けて会場までの送迎を行います。)

■問合せ 黒っこプラザ (☎28-2121)



第12回へその西脇・織物まつり

■とき

8月26日(土)
27日(日)

■ところ

[26日] 日本へそ公園
[27日] 総合市民センター周辺

■内容

- ・26日(土)
まつりの始まりを告げる式典「採火式」や、地元小・中学生による踊りや演奏、屋台の出店など。また、午後8時からは約2,000発の打ち上げ花火が西脇の夏の夜空を彩ります。(花火の開始時間が昨年より30分早くなっています)

・27日(日)

播州織の振興を祈願する「織物感謝祭」や、さまざまなジャンルのダンスコンテスト「加杉野おどり」、播州織ファッションショー「HESOCOLE」、一般参加型音楽イベント「へそのミュージックフェスタ」、物販・飲食・展示などの商業イベント「好まち、我がまち市」など。「HESOCOLE」では、今年もキッズモデルが参加してキッズファッションショーを披露します。また、各種飲食ブースなどを設けるなど、家族で楽しめるイベントが盛りだくさんです。

■問合せ へその西脇・織物まつり事務局 (商工観光課内/市役所内線543)



国民健康保険

■問合せ

保険医療課保険担当 (市役所内線 253・254)

国民健康保険加入者へのお知らせ

限度額適用認定証等の申請・更新について

国民健康保険では、加入者の年齢や世帯の所得に応じて1ヵ月の医療費の自己負担限度額が決まっています(下表のとおり)。

事前に「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受け、保険証と一緒に提示すると、医療機関等の窓口での支払いが自己負担限度額までとなります(食事代や部屋代は含みません)。有効期限が平成29年7月31日の認定証をお持ちの方は更新手続きをしてください。

■対象者

- ・70歳未満の国民健康保険加入者で国民健康保険税の滞納がない世帯の方
- ・70歳～74歳の国民健康保険加入者で、所得区分が「低所得Ⅰ」または「低所得Ⅱ」の方

■申請に必要なもの

- ①国民健康保険証
- ②印鑑
- ③世帯主および対象者の個人番号確認書類(通知カード、マイナンバーカード(個人番号カード)など)
- ④本人確認書類(運転免許証など)

■留意事項

- ・「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」は申請された月初めから有効です。
- ・下表の所得区分が「オ」、「低所得Ⅰ」、「低所得Ⅱ」の方には、事前の申請で入院時の食事代が減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します。
- ・所得区分を判定するため、世帯主および世帯の国民健康保険加入者全員の所得申告が必要です。



8月1日から70歳から74歳までの方の自己負担限度額が変わります

平成29年8月1日から70歳から74歳までの方の限度額が一部変更になります。(※下表の赤字が変更になります)

■1ヵ月の自己負担限度額(年齢および所得別)

【70歳未満の方】

所得区分(基礎控除後の所得)	自己負担限度額	
	3回目までの限度額	4回目以降の限度額(※1)
ア(901万円超)	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	140,100円
イ(600万円超901万円以下)	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	93,000円
ウ(210万円超600万円以下)	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
エ(210万円以下)	57,600円	44,400円
オ 住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

(※1) 過去12ヵ月間に、一つの世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額。ただし、70歳～74歳の外来(個人単位)による高額療養費の支給は回数に含みません。

(※2) 同じ世帯に70歳～74歳で住民税課税所得が145万円以上の国民健康保険加入者がいる方で、医療費の自己負担額が3割の方

(※3) 住民税課税世帯で、医療費の自己負担割合が1割または2割の方

(※4) 世帯主および国民健康保険加入者全員が住民税非課税の世帯の方

(※5) ※4の条件に加えて、各所得(公的年金等控除額は80万円として計算)が0円の方

(※6) 1年間(8月～翌年7月)の外来の自己負担額の合計額に年間144,000円の上限があります。

【70～74歳の方】

所得区分	自己負担限度額		
	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)	4回目以降の限度額(※1)
現役並み所得者(※2)	57,600円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
一般(※3)	14,000円(※6)	57,600円	44,400円
低所得Ⅱ(※4)	8,000円	24,600円	
低所得Ⅰ(※5)		15,000円	